

業務災害とは(業務上の負傷について)

業務災害とは

業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

業務上とは、業務が原因となったということであり、**業務と傷病等の間に一定の因果関係**があることをいいます。(いわゆる「**業務起因性**」。)

また、業務災害に対する保険給付は労災保険が適用される事業(※1)に労働者(※2)として雇われて働いていることが原因となって発生した災害に対して行われるものですから、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害でなければなりません。(いわゆる「**業務遂行性**」。)

※1 原則、国の直営事業、非現業の官公署を除いて、1人でも労働者を使用している事業が適用事業となります。

※2 常用、臨時雇、日雇、アルバイト、パートタイマーなどの種類を問わず、賃金が支払われる者をいいます。

業務上の負傷について

業務上と認められるためには**業務起因性**が認められなければならない、その前提条件として**業務遂行性**が認められなければなりません。

→この業務遂行性は次のような3つの類型に分けることができます。

(1) 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

担当業務、事業主からの特命業務や突発事故に対する緊急業務に従事している場合が該当します。

担当業務を行ううえで必要な行為、作業中の用便、飲水等の生理的行為や作業中の反射的行為も含まれます。

この場合の災害とは、被災した労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられますので、特段の事情がない限り、業務災害と認められます。

なお、次の場合には、業務災害とは認められません。

- ・ 労働者が就業中私用(私的行為)を行い、または業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それが原因となって災害を被った場合
- ・ 労働者が故意に災害を発生させた場合
- ・ 労働者が個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- ・ 地震、台風などの天災地変によって被災した場合(ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められます)

(2) 事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合

昼休みや就業時間前後に事業場施設内にいて業務に従事していない場合が該当します。

出勤して事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の支配・管理下にあると認められますが、休憩時間や就業前後は実際に業務をしていないので、この時間に私的な行為によって発生した災害は業務災害とは認められません。
→ただし事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害は業務災害となります。

なお、休日に構内で遊んでいるような場合は、事業主の支配・管理下にあると言えません。

(3) 事業主の支配下にはあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張や社用での外出、運送、配達、営業などのため事業場の外で仕事をする場合、や事業場外の就業場所への往復、食事、用便など事業場外での業務に付随する行為を行う場合などが該当します。

出張の場合は、私用で寄り道したような場合を除き、用務先へ向かって住居又は事業場を出たときから帰り着くまでの全行程に亘って業務遂行性が認められます。

上述の(1)~(3)の場合に業務起因性が認められるか否かについては、次のようになります。

(1) 事業主の支配・管理下にあつて業務に従事している場合

この場合、災害は被災労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられますので、他に業務上と認め難い事情がない限り、業務上と認められます。

業務上と認め難い特別な事情としては次のような場合などが考えられます。

- ・ 被災労働者が就業中に私用(私的行為)又はいたずら(恣意的行為)をしていて、その行為が原因となって災害が発生した場合
- ・ 労働者が故意に災害を発生させた場合
- ・ 労働者が個人的なうらみなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合

(2) 事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合

出社して事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の施設管理下にあると認められますが、休憩時間や就業前後は実際に仕事をしているわけではないので行為そのものは私的行為です。

この場合、私的な行為によって発生した災害は業務災害とは認められません。

例えば、休憩時間に同僚と相撲をとって腰を痛めた場合やキャッチボールの球を受け損なって負傷した場合などは業務災害とは認められません。

一方、休憩時間中であっても、事業場の施設・設備や管理状況などがもとで発生した災害は業務災害となります。

(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張などの事業場施設外で業務に従事している場合は、事業主の管理下を離れています。労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をしているわけですから、途中で積極的な私的行為を行うなど特段の事情がない限り、一般的に業務遂行性が認められます。さらに業務起因性についても特にこれを否定すべき事情がない限り、業務災害と認められます。